

行為許可料金について

令和8年5月1日現在

行為許可料金

行 為	区 分	料 金
物品の販売、その他これに類する行為	1㎡あたり1時間	2円
興行	1㎡あたり1時間	3円
業として行う写真の撮影	1件当たり1時間	1,000円
業として行う映画等の撮影	1件当たり1時間	4,500円
	ドローン撮影 1件当たり30分	2,250円
競技会、展示会、博覧会、 その他これらに類する催し	1㎡あたり1時間	1円
広告物の表示	表示面積1㎡あたり1時間	500円

当公園の指定管理者である管理事務所代表は適格請求書発行事業者です。

登録番号 T8030005004845

- * 行為に要する面積が1㎡未満であるとき、又はその面積に1㎡未満の端数があるときはその端数は切り捨てる。
- * 県外に住所を有する者が行為をする場合は、上記の金額にそれぞれ当該金額の100分の50に相当する額を加えた額とする。
- * 「障害者の利用にかかる公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例（昭和58年埼玉県条例第8号）及び「障害者の利用にかかる公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則（昭和58年埼玉県規則第32号）の規定の該当者が使用する場合は、免除します。該当者とは、「身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの所持者及びその介護者1名」をいう。
- * 国又は地方公共団体が主催する事業に使用する場合は、免除とすることができる。
- * 国又は地方公共団体が共催する事業に使用する場合は、表の金額の半額とすることができる。
- * 国又は地方公共団体が後援する事業等において、権現堂公園の活性化に特に資すると認める場合は、免除とすることができる。
- * 学校教育法による学校及び児童福祉法にいう児童福祉施設が主催する行事については、表の金額の半額とすることができる。
- * マスコミ等（新聞、テレビ、ラジオ、出版物、通信情報サービス等）に使用する場合において、権現堂公園のPRに資すると認めるときは、免除とすることができる。
- * 上記により算出した金額が10円未満であるときの料金は、0円とする。また、10円以上となる場合において、その金額に10円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てる。